

# 新型コロナウイルスに関する支援施策のご案内

※注 各種支援策については、変更・追加される場合があります。

【令和2年3月24日現在】

## 1. 融資制度について

区分	支援機関 取扱機関	制度名	貸付対象	貸付限度	貸付利率	保証料（人） ・担保	貸付期間 （据置期間）
国	日本政策 金融公庫 ・ 商工会	コロナ対策 <b>マル経</b>	小規模事業者 最近1カ月の売上が5%以上減少	別枠 1,000万円	当初3年間 0.31% 4年目以降 1.21%	なし 無担保	運転7年（3年） 設備10年（4年）
		コロナ対策 <b>特別貸付</b>	中小企業者 最近1カ月の売上が5%以上減少	別枠 6,000万円	3000万円まで 当初3年間 0.46% 4年目以降 1.36% 3,000万円超 1.36% ※ 事業規模や売上減の程度により利子補給あり（実質無利子）	なし 無担保	運転15年（5年） 設備20年（5年）
青森県	保証協会 ・ 金融機関	青森県特別保証経営安定化サポート資金 <b>災害枠</b>	令和2年新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に影響を受けている中小企業者	別枠 3,000万円	0.9%	原則 年0.45～ 1.90（注）	運転10年（2年） 設備10年（2年）

（注）信用保証料は、セーフティネット保証4号：0.95%、セーフティネット保証5号：0.86%。なお、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかに該当する場合は、信用保証料の30%を県により補助しています。

※国の新型コロナウイルス感染症に関する中小企業者に対する支援策について

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>



※青森県の新型コロナウイルス感染症に関する中小企業者に対する支援策について

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/singatakorona.html>



## 2. 生産性向上や販路開拓のための「補助金制度」について

補助事業名	対象者	補助上限	補助率	公募期間	活用例
持続化補助金	小規模事業者	～50万円	2/3	第1回締切 3月31日（火） 第2回締切 6月5日（金） 第3回締切 10月2日（金） 第4回締切 令和3年2月5日（金）	・小売店が、需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する等。 ・旅館が、自動受付機を導入し、省力化する。
ものづくり補助金	中小企業者 小規模事業者	原則 1,000万円	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3	1次締切 3月31日（火）17時 ※ 通年公募とし、約3ヶ月おきに締切を設ける予定。次回の締切は5月頃を予定。	・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う。 ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増設する。
IT導入補助金	中小企業者 小規模事業者	30～450万円	1/2	1次締切 3月31日（火）17時 ※ 通年公募とし、令和2年6月、9月、12月に締切りを設ける予定。	・在宅勤務制を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する。

※上記補助金の詳細は、下記中小企業基盤整備機構HPから

<https://seisansei.smrj.go.jp/>



## 3. 雇用調整助成金の特例措置（最寄りのハローワークへ）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させ、労働者の雇用維持を図った場合、休業手当、賃金等の一部が助成される制度の要件が緩和されています。

## 4. 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（最寄りのハローワークへ）

有給の休暇を取得させた企業に対して、賃金総額の10/10（上限8,330円）を支給するものです。